

塗装システムの承認に係る適合証を発給する第三者機関として認定するための要件等を定める規則(平成 21 年 3 月 31 日付国海查第 536 号)の一部改正について

改正後	現行
<p>海水バラスト専用タンク等の塗装システムの承認に係る適合証を発給する第三者機関として認定するための要件等を定める規則</p> <p>1. 目的 本規則は、船舶検査の方法(平成 9 年 6 月 16 日付海検第 40 号) B 編 1.2.4.1-1 (2) に定める海水バラスト専用タンク等の塗装システム(以下、「塗装システム」という。) の承認に係る適合証を発給する第三者機関として認定(以下、「認定」という。) するための要件及び認定に係る手続き等を定めたものである。</p> <p>2. ~4. (略)</p> <p>5. その他</p> <p>(1) 報告徴収及び立入検査 検査測度課長は、必要があると認めるとときは、認定を受けた者に対し、認定に関することについて、報告を求め又は船舶検査官等を關係する事業所に立ち入らせることを求めることができる。</p> <p>(2) 試験への立会い 検査測度課長は、必要があると認めるとときは、船舶検査官等に塗装システムの承認試験に立ち会わせることができる。</p>	<p>塗装システムの承認に係る適合証を発給する第三者機関として認定するための要件等を定める規則</p> <p>1. 目的 本規則は、船舶検査の方法(平成 9 年 6 月 16 日付海検第 40 号) B 編 1.2.4.1 (2) に定める塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定(以下、単に認定といふ。) するための要件及び認定に係る手続き等を定めたものである。</p> <p>2. ~4. (略)</p> <p>5. その他</p> <p>(1) 報告徴収及び立入検査 検査測度課長は必要となるときは、認定を受けた者に対し、認定に係ることについて、報告を求め又は船舶検査官等を關係する事業所に立ち入らせることを求めることができる。</p> <p>(2) 試験への立会い 検査測度課長は必要となるときは、塗装システムの承認試験に船舶検査官等を立ち会わせることを求めることができる。</p>

第一号様式

<p><u>海水パラスト専用タンク等の塗装システムの承認に係る適合書</u> を発給する第三者機関として認定を受けるための申請書</p>	<p>塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定を受けるための申請書</p>	<p>「塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定するための要件等を定める規則」(日付、文書番号)に基づき海水パラスト専用タンク等の塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定を受けたいので、同規則3.(1)の規定に従い申請します。</p>	<p>塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定するための要件等を定める規則」(日付、文書番号)に基づき塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定を受けたいので、同規則3.(1)の規定に従い申請します。</p>
<p>記 1. (略) 2. 海水パラスト専用タンク等の塗装システムの承認に係る主たる試験を実施する事業所の住所 (1. と異なる場合のみ) 3. (略)</p>	<p>記 1. (略) 2. 塗装システムの承認に係る主たる試験を実施する事業所の住所 (1. と異なる場合のみ) 3. (略)</p>	<p>第二号様式 塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関としての認定書</p>	<p>第二号様式 塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関としての認定書</p>
<p>記 1. (略) 2. 海水パラスト専用タンク等の塗装システムの承認に係る主たる試験を実施する事業所の住所 (1. と異なる場合のみ)</p>	<p>記 1. (略) 2. 塗装システムの承認に係る主たる試験を実施する事業所の住所 (1. と異なる場合のみ)</p>		

	3. (略)
--	--------